

# 令和5年度 掛川市立曾我小学校 いじめ防止基本方針

## I いじめ防止等に関する基本的な考え方

### はじめに

いじめは人として絶対に許されない行為である。しかしながら、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを全職員が十分認識し、日頃から児童の発する危険信号を見逃さず、いじめの防止、早期発見、早期対応に組織的に努める。

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底し、いじめを許さない学校づくりを進める。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

### (2) いじめ防止のための基本的な姿勢

- ・学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合う温かな人間関係を築く。
- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ・児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- ・児童一人一人の変化やサインを教職員で共有し、児童や保護者からの話を親身になって聴く姿勢をもつ。
- ・いじめを早期に発見し、組織的な対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ・いじめ問題について、保護者、地域、関係機関との連携を深める。

### (3) 目指す子どもの姿

- ・広い視野で考えたり、判断したりすることを通して、よりよい行動ができる子ども。
- ・自分のよさや他者のよさを認め合い、互いに協力して活動できる子ども。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

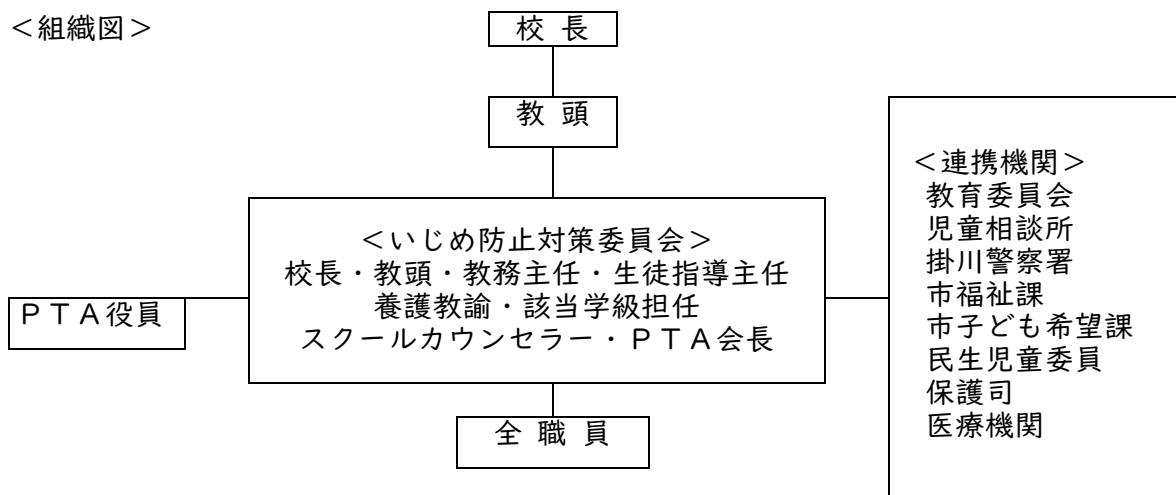
### (1) 生徒指導委員会の開催

年2回実施。生徒指導上支援が必要な児童の実態をつかみ、どのように関わっていけばよいか全職員で共通理解を図る。

## (2) いじめ防止対策委員会の設置

①構成・・・校長、教頭、教務主任、○生徒指導主任、養護教諭  
該当学級担任、スクールカウンセラー、PTA会長

<組織図>



②役割・・・いじめ、問題行動等を把握し、指導方針を打ち出す。

③内容・・・学校いじめ防止基本方針の作成、ケース会議の開催、実態把握のための記録の集積、生活アンケートの分析、学校の取組の発信と情報の収集・共有など

### 3 いじめ防止等の対策のための実施計画

4月	きまりや約束を学ぶ（学級活動） いじめ防止基本方針の共通理解	10月	掛西学園繋がる宣言 生徒指導委員会②
5月	生徒指導委員会① スマホケータイ安全教室	11月	
6月		12月	保護者アンケート（学校評価）
7月	保護者アンケート（学校評価）	1月	教育課程編成
8月		2月	取組に対する評価（P D C A）
9月		3月	次年度いじめ防止基本方針の作成

※毎月、生活アンケートを実施する。

※いじめについて考える道徳の授業や情報モラル教育も行っていく。

## 4 学校におけるいじめ防止等に関する対策

### (1) いじめの未然防止

#### ア 児童理解

日頃から学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童理解を深める。また、全教職員で全校児童を見守る意識をもつ。そして、教職員間で情報交換を密に行い、気になる表れの早期発見に努めることにより、いじめの発生を防ぐ。

- ・対話、面談、観察、日記等で児童の実態を把握する。

#### ・生徒指導委員会の開催

年2回開き、支援を要する児童とどのように関わっていくか共通理解を図る。

#### イ よりよい人間関係づくり

自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを認める学級集団をつくっていく。そして、互いに協力し合い、よりよい人間関係を主体的に形成していこうする人間関係づくりに取り組む。

- ・かがやきタイムを活用し、よさを認め合う。
- ・人間関係づくりプログラムを活用する。

#### ウ 基本的生活習慣を身につけ、規範意識を高める

- ・「曾我っ子の一日の生活」について、児童と教師でどのような内容の約束があるのかと一緒に確認したり、約束を守るとどんなよさがあるのかと一緒に考えたりする場を設定する。
- ・ソーシャルスキルトレーニングを行い、規範意識を高める。
- ・不正や反社会的行動には毅然とした指導をする。

#### エ 道徳教育の充実

- ・「自分で考え、行動する子」の育成に向けて、全ての教育活動で道徳教育の充実を図る。
- ・いじめについて考える道徳の授業を行う。児童が主体となって、いじめに向き合って考える機会とする。
- ・「かけがわ道徳」の授業を実践する。報徳の教えを通して豊かな心を育てる。

#### オ インターネットに関する指導

- ・インターネット、SNS、メールなどの怖さや正しい扱い方について計画的に指導する。
- ・情報モラルについて、外部講師を招いて指導をする。参観会後の懇談会では、保護者に啓発する。

## 力 家庭、地域との連携

- ・家庭・・・教育相談を通して、学校での様子を伝えたり、家庭での様子を聴いたりする。  
学校だよりやｅじゃん掛川、懇談会を通して、学校の考え方や取組を保護者や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見や対応に協力を求める。
- ・民生児童委員・・・地域での働きかけをお願いし、実態把握の相談をする。
- ・商店・・・長期休業前に訪問し、日頃の様子を知るとともに、長期休業中の児童への声かけを依頼する。

## (2) いじめの早期発見に向けて

- ・対話、面談、観察、日記等で児童の実態を把握する。
- ・毎月、生活アンケートを実施する。
- ・夏季休業中の個人面談日以外にも、いつでも気軽に相談できる体制をつくる。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を行い、気になる表れについては教職員と情報を共有する。

## (3) いじめの早期対応・解消に向けて

いじめ防止対策委員会（ケース会議も含めて）を開き、指導方針を打ち出し、組織で対応する。

### ア 実態把握

- ・場所、時間を配慮し、慎重な聞き取りを行う。
- ・いじめた子、いじめられた子、日時、場所、内容、背景と要因等を記録する。

### イ いじめられている児童を守る

- ・気持ちをしっかり聞き、つらさや悔しさを受け止めることを大切にする。
- ・保護者へ状況を説明し、指導方針への理解を求める。

### ウ いじめた児童への指導

- ・いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で臨む。
- ・行為に至った経緯を聞き取る。

### エ 周囲の児童への指導

- ・当事者だけの問題にとどめず、所属する学級全体の問題として考える場を設定する。
- ・いじめの傍観者からいじめを抑制する側になれるように、仲間を大切にする気持ちを育む。

### オ 繰続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合であっても、引き続き経過観察を行い、心のケア、指導を行っていく。

力 外部機関と連携を図る

- ・必要な場合は、外部機関に支援を依頼する。

(スクールカウンセラー、医療機関、市子ども希望課、市福祉課、児童相談所、民生児童委員、保護司、掛川警察署、教育委員会など)

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合
- イ 欠席の原因がいじめと認められ、児童が相当の期間、学校を欠席している場合  
(年間30日を目安)あるいは、一定期間連続して欠席している場合
- ウ 児童や保護者の理解が得られず困難な状況にある場合
- 市の教育委員会へ報告を行い、その事案の調査を行う主体について指導・助言を受ける。

### (2) 学校を調査の主体とした場合

- ア 調査組織を設置
- イ 事実関係を明確にするための調査を実施
- ウ いじめを受けた児童生徒および保護者に対して情報を適切に提供
- エ 調査結果を学校の設置者に報告
- オ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる

### (3) 学校の設置者が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。